**和田区自主防災会　災害対応マニュアル（地震・津波編）**

**１　目的**

　　このマニュアルは、地震発生時または津波発生の恐れがある場合における自主防災会の災害対応に関し、必要な事項を定めることを目的とし、併せて、災害対応を明文化することで自主防災活動を持続的な活動とするために作成するものである。

**２　組織体制**

組織は会長、副会長のほか、本部事務局、避難誘導班、安否確認班など別紙１のとおり定める。

**３　役員の参集、本部会議の開催**

　　次のいずれかの事態が発生した場合、和田区公民館に会長、副会長、本部事務局員、各班長を参集し本部会議を開催する。

　　○震度５弱以上（または大きな揺れ）の地震が発生した場合

　　○震度４以下の地震で、津波のおそれがある場合

　　○大津波警報または津波警報が発表された場合

　　○その他、会長が必要と判断した場合

なお、本部会議の内容は、把握している地震や津波に関する情報の共有や今後の対応決定等とする。

|  |
| --- |
| **ただし、かつて経験したことのない（立っていられない）程の揺れなど異常事態と感じた場合は、地震発生直後から速やかに住民の高台への避難誘導にあたることとする。（本部参集、会議を要しない）** |

**４　避難所等の設定**

　　地区の避難所、避難場所は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 一時避難所 | 和田区公民館 |
| 一時避難場所 | 折山団地内の町有地 |
| 町道和田線沿いの空き地① |
| 町道和田線沿いの空き地② |
| 公的避難所 | 坂瀬川中学校 |

　　※一時避難場所が自宅から遠い住民は、各自最寄りの高台へ避難

**５　避難所の鍵の保管**

和田区公民館の鍵は会長・副会長が所有、保管場所は役員で共有しておき、緊急時は別の者が代わって開設できるようにしておく。

**６　役割分担、使用する資機材**

　　第3項により本部会議を開催し、避難誘導等の災害対応を行うこととなった場合、以下の役割分担に従い自主防災活動を開始する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必要な対応 | 使用する資機材等 |
| 会長・副会長 | ・全体の意思決定  ・本部事務局以下、各班への指示  ・役場への状況報告  ・一時避難所の開設 | ・一時避難所の鍵  ・携帯ラジオ  ・ハンドマイク |
| 本部事務局 | ・本部会議の運営  ・地区の見廻り（家屋倒壊、火災発生状況等）  ・役場等への状況確認、報告等  ・ラジオ等からの情報収集 | ・会議受付簿  ・携帯ラジオ  ・ハンドマイク |
| 避難誘導班 | ・住民への避難所（場所）の伝達  ・地区内各所における避難誘導  ・避難行動要支援者の一時避難所等への搬送  ・避難完了後の地区内警護（津波のおそれがない場合） | ・誘導棒  ・警笛  ・ハンドマイク  ・ライト |
| 安否確認班 | ・住民の安否確認  ・安否不明者の捜索  ・本部への安否確認状況の報告  ・避難者の把握 | ・ハンドマイク  ・警笛  ・自転車  ・記録用紙 |
| 消火・救出班 | ・住民の倒壊家屋等からの救出  ・出火している家屋等の初期消火  ・負傷者の現場での応急手当  ・負傷者の避難所等への搬送 | ・救出用資材  ・消火器  ・折りたたみ脚立  ・リヤカー、簡易担架 |
| 救護・炊出班 | ・負傷者の救護  ・避難所等における避難者の受付  ・避難所での炊き出し  ・調理用器材や暖房器具等の確保  ・水、食糧、燃料等の確保  ・救助支援物資の把握・配分 | ・救急箱  ・調理用器材  ・カセットコンロ  ・暖房器具（冬季） |

　※各班は適宜、相互に協力し合い人手が不足している班の応援等へまわること。

　なお、災害対応の大まかな流れは別紙２を参照すること。

**７　避難状況・安否確認の報告**

　　避難誘導班、安否確認班は住民の避難状況や安否を把握し、必要に応じてこれを各班長から会長へ報告する。また随時、避難所等において受付簿と照合し、避難者の把握を行う。

**８　負傷者の手当・搬送**

　　消火・救出班は負傷者を発見したときは、現場で可能な処置を行い、搬送可能な場合は、津波の恐れがある場合は一時避難場所へ搬送し、津波の恐れがない場合は一時避難所へ搬送する。

　　なお、負傷者の意識がない又は動かせない状態にある場合は状況を会長へ報告するものとする。

**９　避難行動要支援者の避難支援**

　　避難行動要支援者の避難支援においては、避難誘導班を中心に消防団や区民と協力のうえ、迅速な避難に努めるものとする。

**1０　避難所の運営**

　　避難所の設営、炊き出し、負傷者の救護等は救護・炊出班が中心に行い、市町村と連携のうえ円滑な避難所の運営に努めること。併せて、避難所（または一時避難場所等）に避難してきた住民の受付を行う。

**11　防災資機材の保管**

　　前項の表に記載した資機材など自主防災会が所有する防災資機材は、会長を管理責任者として、普段は和田区公民館に保管する。

**寛政大津波の教訓**

　　1792年の寛政大津波で熊本（当時は肥後藩）に大きな人的被害が発生し、その際に本地区周辺も津波の被害にあっている。

　　この津波を教訓に、2度と同じ被害を出さないよう本地区の住民は子々孫々にこれを伝え、“災害伝承”の取組を継続して実施していくこととする。

和田区自主防災会組織図

**会　　長**

**副　会　長**

**救護・炊出班**

◎

**消火・救出班**

◎

**避難誘導班**

◎

**安否確認班**

◎

**本部事務局**

◎

＜災害対応の大まかな流れ＞

**本部会議**

対応方針の決定等

**会　　　長**

**副　会　長**

**本部事務局**

**各　班　長**

各班員の招集・行動開始

**避難誘導班**

**安否確認班**

**消火・救出班**

**救護・炊出班**

避難所の運営

負傷者の救護

負傷者の搬送

初期消火

安否確認

避難者の把握

避難誘導

要支援者の支援

**和　田　区　住　民**

避　難

**公的避難所または一時避難所（場所）**